

調査と情報

編集・発行

(株)農林中金総合研究所 基礎研究部

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3

TEL: 03-3243-7331

FAX: 03-3246-1984

URL: <http://www.nochuri.co.jp>E-mail: sugano@nochuri.co.jp

稲作、米は、長い間日本人の生活を支え、現在も祭、神社、地名、名前、食、酒と日本文化の根底にある。

その稲作がどこから来たかについては、かねてより日本の農学者、歴史学者の関心の的であった。戦後まもなく柳田国男、安藤広太郎、盛永俊太郎等を中心にこの問題について研究会が設けられ、その成果が『稲の日本史』として刊行されたが、その後も様々な視点から解明が行われてきた。その中で最も大きな影響を与えたものとして「照葉樹林文化論」があり、西南日本が照葉樹林帯に属するとして、日本の稲作は共通の樹林帯を有する中国雲南省が起源であると唱えられた。

その後、遺伝子解析によってもそのことを裏付ける研究が行われたが、近年では、揚子江流域に黄河文明に勝るとも劣らない古代文明があったことが明らかになり、その文明が稲作を伴っていたことが判明したため、雲南省起源説は揺らいでいる。

ところで、稲作や日本人、日本文化の起源を考えるうえで重要なものとして日本語の起源の問題がある。最近、日本語ブームだと言われているが、日本語というのは実に不思議な言語である。文字は中国由来であるが、文法や発音は中国語とは大きく異なっている。一体、我々の話している日本語はどこから来たのであろうか。

かつては北方系のウラル・アルタイ語族だと言

稲作と日本語

われていたが、決定的な証拠はない。私は大野晋氏が二〇年ほど前から唱えているタミール語起源説が説得力があると思っている。タミール語は南インド・ドラヴィダ語族に属し非常に古い言語である。文法は日本語と全く同じであり、似ている単語も多くある。また、タミールの古代詩サンガムは日本の和歌と同じ韻律を有しており、一月一五日に行われるタミールの収穫祭ポンガロは、同じ日に行われる日本の小正月とよく似ている。大野氏はこれほどの類似性(一致)は偶然ではありえないとしている(岩波新書「日本語の起源」)。

大野氏は、日本語とタミール語で稲作に関する

単語が共通である

(例えば稲、米、苗、

田んぼ、あぜ)こと

から、タミール語は

稲作とともに紀元前

五世紀以降に日本に

やってきたと言う。しかし、それが事実だとして

も、南インドからどのように日本にやってきたの

であろうか。我々はインドというと仏教発祥の地

として北インドのことを考えがちであるが、南イ

ンドには北インドとは異なる文化があった。そし

て、この問題はドラヴィダ民族がどこからやって

きたのかという問題に発展していく。

稲作と日本語の起源の問題は、日本をアジアの

中でとらえ直し日本を相対化することにつながり

世界に対する見方を変えるような問題を含んでい

るのではないかと思っている。

(主任研究員 清水徹朗)

今月のテーマ：WTO交渉の現状

稲作と日本語	1
WTO交渉に日本としてどう臨むべきか	2
WTO農業交渉の現状と課題	3~4
韓国の農業と農業政策	5~6
食品の原産地表示制度の発足と経緯	7~8

ぶつくレビュー『食・農・からだの社会学』	9
あぜみち	10
フードシステム	11
統計の眼「失われつつある日本の食文化」	12
編集後記	12

寄稿 WTO交渉に日本としてどう臨むべきか

九州大学大学院 農学研究院
助教授 鈴木 木宣弘

WTO農業交渉における保護削減の方式

(モダリティ)の第一次議長案は、我が国やEUの主張する削減幅平等の「UR方式」と、二五%上限関税のような削減水準の平等を迫る米国・ケアンズ連合の主張の「折衷案」で、UR方式を採用しつつも、高関税品目の削減幅を大きくし、また全体としての削減幅もUR合意に比べてかなり大きなものとなっている。

実は米国も本当に二五%上限で決まってしまうたら困る。例えば、米国酪農はオセアニア酪農に惨敗する。カナダはケアンズ・グループの一員でありながら、「関税割当品目については枠内関税の撤廃と枠外の輸入禁止の高関税の維持」を提案し、二五%上限提案に同調していない。このように、米国もカナダも、牛乳・乳製品のように日本のコメに匹敵する基礎的食料として、国民の食生活における特別な位置を占めるが、競争力のない品目を抱えている。コメや酪農といったセンシティブな品目の取扱いは、オセアニアを別にすれば、各国が抱える共通の問題であるから、各国の「基礎的食料」の取扱いを議論して



現実的な歩み寄りを模索すべきである。

ある多面的機能を最低限維持するために必要な最低関税水準とアクセス数量の組み合わせを示すというような形で、多面的機能とモダリティの提案とを結びつける必要がある。何の交渉でも、「落とし所」を見出していくには、数字の入った対案が必要である。米国も「落とし所」を導くための交渉の出発点として二五%上限提案を出した。我が国が交渉を有利に進めるには、「落とし所」をにらんで、二五%上限提案に対する「指し値」をする必要がある。UR水準の延長(五年間に全体で三六%、最低一五%)を「落とし所」とし、まず、その半分程度の水準を提案すべきであった。しかし、独自の数値提案が出せずにいるうちに、EUが全体で三六%、最低一五%を提案し、我が国はそれに同調し、更なる譲歩が避けにくい展開になってしまった。

アクセス数量については、我が国が主張しているコメの加重分を戻せという提案は、自ら無理を通して特例を設け、その代償として受け入れた措置について、気が変わった

てもうやめたので皆と同じに戻してくれ、と言っているもので、ダダをこねている印象しか与えない。コメの加重分解消の提案は取り下げて、全体の問題として、消費量の変化を考慮した新しい基準消費量に基づいてUR合意の最終水準の五%から出発し、五年間で八%まで増加するという提案をした方がよい。たとえ国家貿易品目であっても、輸入しても国内で買手がいないようなものを無理に輸入することは、アクセス数量の趣旨からして必要はないということも再認識すべきである。

輸出側の保護削減について、輸出信用、食料援助、輸出独占組織等、あらゆる形態の「隠れた」輸出補助を「輸出補助金相当額」(Export Subsidy Equivalent)という形で統一的に計量可能にしWTO規則に組み込む指標を我が国が積極的に提案し、輸出側を牽制するものひとつのアイデアであろう。さらに、国内支持合計額(AMS)の削減については、米国やカナダの乳価支持政策にみられるような大幅な過少申告問題をどう是正するか、という点もひとつの交渉カードとして検討する必要がある。

最後に、交渉に対する姿勢に関して、「我が身をきれいにしておかないと交渉を有利に進められない」というのは変である。交渉とは自分のことを棚に上げて相手を攻めるものである。また、相手のずるい点を攻めず、真似する方が得策となることもある。

E-mail : suzukino@agr.kyushu-u.ac.jp

調査・研究ノート

WTO農業交渉の現状と課題

一、WTO農業交渉の現状

(一)モダリティ一次案

二月一二日、ハービンソンWTO農業委員会特別会合議長はモダリティ一次案を提示した。

その内容を簡記すると(先進国にかかる部分)、まず市場アクセスは、現行関税率の水準により三つに区分し、九〇%より高い関税は平均六〇%、最低四五%引き下げる等、高い関税ほど大きい下げ幅となっている。

また、ミニマム・アクセスは一〇%まで(同数品目を一一%に拡大することを条件に八%まで)拡大する。

輸出補助金は、五割部分を五年間で、残りの部分を九年間で撤廃する。

国内支持は、青の政策を五〇%、黄の政策を六〇%削減する他、緑の政策の要件を改定(厳格化)するとしている。

なお、途上国については、各項目において配慮がなされている。

(二)東京からジュネーブへ

この一次案は、提示直後の二月一四日から一六日に東京で開催されたWTO非公式閣僚会合において検討が行われた。

会合において、米国・ケアンズ諸国は、

この案は野心の程度が足らず、更なるハーモニゼーションが必要であるとし、わが国やEU等は、この案は著しくバランスを欠き、非貿易的関心事項への配慮等が必要であるととした。こうして、一次案提示後初の議論の場となった東京会合において、各国の立場の違いが一層鮮明になった。

その後、二月二四日から二八日にかけてジュネーブにおいて交渉会合を開催、三月中旬にも二次案をまとめ、三月下旬の会合でのモダリティ合意を目指す予定である。

(三)モダリティ一次案の評価

a. 一次案の性格

ケアンズグループ等はこの案を交渉の出発点に位置付けたい意向であったが、わが国等は、この案は著しくバランスを欠き総体として受け入れ難いと主張した。

このため、東京会合では、この案を出発点や「たたき台」とする考え方は全体の合意を得られず、今後の交渉推進のための「触媒」として認識されたところである。

モダリティ一次案は、関税引下げ率の数字のみ見れば、足して二で割るような微妙な水準を提示してきたように見える。このため、関税率の数字に強い関心が集まった。

しかし、わが国やEU等は、WTO農業交渉を立ち上げたドーハ閣僚会議において認められた食料安全保障や農業の多面的機能等の非貿易的関心事項への配慮を主張しており、それをモダリティに織り込むならば、関税引下げ幅は決して足して二で割るような案にはならないはずである。

従って、今後の交渉では、一次案が出発点になるものではないとの基本姿勢を堅持していく必要がある。交渉は、まだ数字の土俵に上がっているのではない。

b. 市場アクセス

一次案は、ウルグアイ・ラウンドで決定された漸進的かつ品目毎の柔軟性を確保する関税削減方式を大きく逸脱しており、交渉の継続性の観点から大きな問題である。

またこの関税率引下げ案はわが国農業に対し、米のみならず、麦・乳製品・牛肉等広範囲にわたり甚大な影響を及ぼすと見られている。将来さらに関税引下げ交渉が行われる可能性を否定できないことを考えれば、今回の案はわが国農業の存続を否定するに等しい。また、わが国が主張する米のミニマムアクセス上乗せの見直しも織り込まれていない。

c. 輸出規律

輸出入のバランスがとれていない。とくに、輸出補助金の効果があることから削減を主張してきた輸出信用について、具体的な記述がされていない。

d. 国内支持

青の政策の削減および緑の政策の要件厳格化が盛り込まれている。これは、二〇〇二年農業法によって六兆円を超える追加支出を措置することで国際競争上の優位性を固めつつ、その範囲内で各国の保護水準を引き下げ、自らの財政負担を削減しようとする米国の戦略に沿っているように見える。

また、ウルグアイ・ラウンドでの国内支持の約束水準に対しわが国のAMSは一九九九年時点で一八・八%にまで下がっているが、この超過達成分は今回交渉における削減目標設定の際に考慮される必要がある。

二、今後の課題—わが国農政との関連で

モダリティ合意へ向けての交渉は未だに決着の見通しが立っていないが、そのことを前提としつつ、今次交渉がわが国農政に提起してくる課題について考えてみたい。

従来の農産物貿易交渉の経過をみると、米国・EUは、攻めの提案をする一方で守るべきものも多く抱えていることから、自国（地域）の農政を固めつつそれとセットで対外交渉をすすめることが多かった。

ウルグアイ・ラウンド交渉において、共通農業政策を改革し生産者への直接所得補償を導入することで農業交渉の合意にこぎつけたEC（当時）がその典型例である。今回の交渉でも、米国はさきに述べたとおり、二〇〇二年農業法で実質的に不足払いを復活させ、手厚い農業保護策を構築したうえで交渉に臨んできている。

ひるがえつてわが国をみると、事態はやや異なる様相を呈しているように見える。わが国では、米の過剰と米価下落が続くなかで、生産調整の限界感が強まる等、米政策の問題が深刻になってきた。このため、農水省は「米政策改革大綱」を定め、「米作りの本来あるべき姿」の実現に向けて、新たな需給調整システムの構築、「担い手経営安定対策」の導入等経営政策・構造政策の構築、流通制度改革等に取り組む方針を打ち出したところである。これに対してWTO農業交渉は、その結論次第では極めて大きな影響を及ぼしかねない。以下に、思い浮かぶ問題を列挙する。

①需給調整への影響

ミニマムアクセス数量の拡大や二次税率の大幅引き下げにより米輸入が増加すれば、その程度次第では需給調整システム自体を機能不全に陥らせる懸念がある。

②米価・稲作経営への影響

上記の結果は米価に対する継続的な下げ圧力となり、「担い手経営安定対策」もその設計次第では、十分機能しない事態が懸念される。

③政策手段への影響

青の政策の削減や緑の政策の要件の厳格化が行われれば、大綱に盛り込まれた「担い手経営安定対策」等の施策に枠がはめられることになる懸念がある。

④さらなる新政策の可能性は？

ここで、EUの基本路線である生産者への直接支払（緑の政策）により、米価下落

に対処できるかについて考えてみたい。

米の国際価格を八千円／トン（平成一五年度SBS入札うるち玄米短粒種平均買入価格）、関税率を米国等が主張する二五％、国内価格を二七一千円／トン（一三年度自流米平均指標価格）とすると、関税込ベースでの内外価格差は一六一千円／トンとなる。これに主食用需要量として八七〇万トンを掛けると一兆四千億円となる。すなわち、直接支払で対処するには毎年一兆四千億円の追加予算が必要になる。もちろん、海外の供給力に限界があり直ちにこうなるわけではないが、単純に考えれば際限なくこの状態に向うことになる。一方、米の消費者価格は下落するので、消費者は米価として負担していたものを税金で負担することになる訳であるが、EUと異なり、このような財政支出増加をわが国の世論が認めるのは容易なことではないであろう。

以上見てきたように、WTO交渉の結果次第では、わが国農政は他国と比較にならないほど大きな影響を受ける可能性がある。そのような事態を回避するためにも、大詰めを迎えているモダリティをめぐる交渉が極めて重要になっている。

（注）WTO交渉にかかる全般的分析、とくに非貿易的関心事項の論点については、拙稿「WTO農業交渉の主要論点と今後の課題」（『農林金融』二〇〇二・一二）参照。

（石田信隆）

調査・研究ノート

韓国の農業と農業政策

WTOとFTAへの対応

韓国農業に対する関心が高まっている。

韓国の農業構造は日本とよく似ており、WTO交渉においても韓国は日本と共通の主張を行っている。また、東アジアの経済統合や日韓自由貿易協定の議論が盛んになっており、隣国である韓国の農業を知ることが日本農業の将来を展望する上でも重要であろう。

一・韓国農業の概況

(一)農地と農家

韓国の国土面積は九・九万平方km(日本の約四分の一)であり、日本の東北地方と関東地方を合わせた面積にほぼ等しい。人口は四六百万人(二〇〇〇年)で日本の約四割にあたり、このうち首都ソウルに一〇百万人(二二%)が住んでいる(ちなみに北朝鮮は面積一二・三万平方km、人口二三百万人である)。朝鮮半島の東部は山地が多く、国土の六五%は山林である。農地面積は一・八八九千ha(日本の約四割)で国土面積の一九%を占め、農地のうち水田は六一%である。

農家戸数は一三八万戸で、一戸当たりの平均耕地面積(一・五ha)は日本とほぼ等しい。ただし、専業農家の割合が六五%を占め、日本(一四%)と比べて非常に高い。こ

韓国と日本の農業構造比較

項目	単位	韓国		増減 b/a(%)	日本 2000 c	日韓比較 b/c(倍)
		1980 a	2000 b			
農家戸数	千戸	2,155	1,384	▲35.8	3,120	0.44
専業農家率	%	76.2	65.2	▲14.4	13.7	4.76
農家人口	千人	10,827	4,032	▲62.8	13,458	0.30
農家人口率	%	28.4	8.7	▲69.4	10.6	0.82
1戸当たり世帯員	人/戸	5.02	2.91	▲42.0	4.31	0.68
耕地面積	千ha	2,196	2,098	▲4.5	4,594	0.46
1戸当たり耕地面積	ha/戸	1.02	1.52	49.0	1.47	1.03

資料：韓国「農林部主要統計」、日本「ポケット農林水産統計」他

(注)・日本の専業農家率の計算では自給的農家を兼業農家に含めている。

・一戸当たり耕地面積は耕地面積÷農家戸数で計算

れは日本と異なり近隣に兼業機会が少ないためであり、若者の流出により高齢一代代農家が多く、農家一戸当たりの世帯員数は二・九人と非常に少ない。

(二)農業生産

農業生産の内訳を生産額で見ると、穀物三七・六%、畜産物二五・四%、野菜二一

・一%、果実八・一%、その他七・八%であり、日本よりは穀物(ほとんど米)のウエイトが高くなっている。韓国の米の生産量五二九万トン(日本の五五%にあたる)。小麦、トウモロコシはほとんど輸入に依存しており、大豆も自給率は六%程度である。畜産の飼育頭数を日本と比べると、肉用牛五六%、乳牛三一%、豚八九%で、また野菜の生産量(一、〇四八万トン)は日本の七六%である。

(三)農産物貿易

韓国の農産物(畜産物を含む)の輸入額は六、七八三百万ドル、輸出額は一、二七七百万ドルであり(二〇〇〇年)、韓国は農産物の純輸入国である。主な輸入品は小麦とうもろこし、牛肉、大豆、主な輸出品は豚肉、人参、キムチ、梨である。輸入自由化、関税率低下、中国からの輸入増大等により農産物輸入は増大している。農産物輸出の六割近くが日本向けであり、豚肉、アルコール、野菜缶詰、栗、松茸等を日本に輸出している。

二・ウルグアイラウンドと農政改革

(一)ウルグアイラウンド合意内容

九四年に最終合意したウルグアイラウンドにより、韓国でも市場アクセスの拡大非関税障壁の関税化、関税率削減)と農業保護の削減が行われた。しかし、韓国が日本と異なるのは、米を特例扱いにし関税化しなかったこと(周知の通り日本も特例にしたが九九年より関税化)と、農業に関して

は途上国扱いになったことである。この途上国扱いにより、①農業保護（AMS）を一〇年間で一三・三％削減（日本は六年間で二〇％削減）、②平均関税率を一〇年間で平均二四％削減（日本は六年間で平均三六％削減）、③米のミニマムアクセス数量を初年度一％で一〇年間で四％に拡大（日本は初年度四％で六年間で八％に拡大）、というように先進国に比べて緩和した条件が設けられている。また、大麦、大豆、馬鈴薯、トウモロコシ、乳製品、トウガラシ等米以外の多くの農産物を関税化した。関税割当を導入した品目が多く、高い二次関税を設けている。

(二) 農政改革

ウルグアイラウンド合意を受け、韓国は農政対応を迫られた。具体的には九四年にウルグアイラウンド対策が打ち出され、構造改善事業費を一〇年間で一〇兆円確保し、生産基盤整備、競争力向上対策等を行うこととし、農業機械化、施設園芸の推進が行われた。

一方、九七年に「環境農業育成法」が制定され（二〇〇一年に「親環境農業育成法」に改正）、九九年からは「親環境農業直接支払い制度」により環境に配慮した農法転換を助成することになった。また、九九年には「農業・農村基本法」が制定され、二〇〇一年からは稲作農業に対する直接支払いが導入された。このように、韓国の農政はWTO体制に対応して「グリーン」の政策にシフトしてきており、ある意味では日本より進んでいる面があると言える。

しかし、通貨危機以降の経済混乱、ウォン安の中で農家負債問題が顕在化し、また直接支払いの金額も農家にとっては十分な水準ではない。さらに、米の消費量減少、WTO再交渉等、韓国の農業はさらなる対応が迫られている。

三、FTAへの対応

(一) チリとのFTA

こうしたなかで、二〇〇二年に、韓国としては初めてチリとの間で自由貿易協定（FTA）に合意した。自由貿易協定とは協定を締結することにより二国あるいは多国間の貿易障壁を原則としてすべて取り除くことであり、農業にも大きな影響を与える可能性が有る。日本の場合には農業についての問題があまりないシンガポールと最初のFTAを締結し、農産物の関税率にはほとんど手をつけずに済んだが、韓国の場合は、チリとのFTAにおいて農産物の貿易制限削減も盛り込まれた。

協定の内容は、①米、梨、リンゴは除外、②桃、豚肉等は協定発効後一〇年で関税撤廃、③牛肉、鶏肉、ミカン等は関税割当を設定し関税撤廃問題はWTO交渉後に協議、④ブドウは季節関税制を導入し一〇年間で関税率引き下げ、⑤トウガラシ等の野菜類、大豆・トウモロコシ等の穀物はWTO交渉後に協議、というものである。

チリとのFTAの影響は必ずしも明らかではないが、韓国の農業団体は、今後FTAがチリ以外に広がりなし崩しの自由化

が進行することを恐れ、強く反対した。

(二) 日韓自由貿易協定の可能性

EU拡大、NAFTAを契機に世界的に自由貿易協定が増加し、東アジアの経済統合の議論が活発になる中で日韓自由貿易協定も検討されている。

日韓の貿易に占める農産物の割合は、輸入（韓国→日本）三・六％、輸出〇・七％で、輸入と輸出の合計では一・九％と意外に小さい。また、韓国も国内に日本と同様の農業問題を抱えており、日本と韓国との自由貿易協定の中でセンシティブな農産物を協定の例外扱いすることは可能であると考えられる。

しかし、韓国は慢性的な対日貿易赤字の是正を目的に、一九七八年から「貿易先多角化政策」を実施し日本製品の輸入を制限してきた。対日輸入制限は九九年に解除されたものの、現在でも韓国の関税率は日本より高く、自由貿易協定によって関税を撤廃した場合、日本から韓国への輸出が増える可能性が高い。したがって、日韓の自由貿易協定交渉においては韓国側の関税率撤廃のほうに難航する可能性が高い。

隣国として日韓の経済関係を緊密にして共通の経済圏を形成することは望ましいことであるが、日韓関係には歴史問題、北朝鮮問題があり、現実には自由貿易協定の締結に至るまでには時間がかかり、FTAは中長期的な課題であると考えるべきであろう。

（清水徹朗）

調査・研究ノート

食品の原産地表示制度の発足と経緯

一、はじめに

現在、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づき、一般消費者向けに販売されるすべての生鮮食品に原産地表示が、一部の加工食品に原料原産地表示が義務付けられている。

JAS制度は、一九五〇年に農林物資規格法としてスタートし、七〇年に品質表示基準制度を加えて現在の形となったが、原産地表示が法律で義務付けられたのは、九六年の青果物五品目からである。

本稿では、産地偽装などの問題が多発したことにより、消費者の関心が一層高まっている食品の原産地表示制度の発足と経緯等について整理した。

二、青果物の原産地表示

かつては、腐敗性の高い生鮮食品は遠方から運ばれてくることは少なかった。しかし、流通手段の発達等により、海外からも野菜などが輸入されてくるようになってきたことから、生鮮食品であっても、消費地近辺で生産されたものとは限らなくなり、原産地情報を求める声が高まってきた。

(一) 原産地表示制度導入の背景

青果物の原産地表示制度は、九六年三月

の農林物資規格調査会で、シヨウガ、ニンニク、サトイモ、ブロッコリー、シイタケの五品目を対象品目として選定し、九六年九月二〇日から実施された。

青果物の原産地表示制度導入の背景としては、①急激な輸入野菜の増加、あるいは産地の多様化から消費者からの原産地表示を求める声が強くなってきたこと、②生産者サイドにおいても、自らの生産物の生産地をはっきりさせるために表示の充実を求める要請が強まってきたこと、③従来、「青果物の一般品質表示ガイドライン」という通達の中の項目の一つに産地の表示も入っていたが、通達には強制力がないこともあつて限界があつたこと、があげられている。

こうしたことから食品表示問題懇談会で検討し、①JAS法の品質表示基準制度を活用して、青果物についての原産地表示を義務付けること、②ガイドラインについて必要な見直し、強化をおこなって一層の啓発、普及を通じて原産地表示の充実に努めること、といった内容で九五年十一月に報告書としてまとめられた。

(二) 原産地表示の対象品目

青果物原産地表示の対象とする品目選定の考え方としては、消費生活上重要なもの、国産品とあわせ相当量の輸入品が出回ってい

るもの、原産地による品質格差の大きい青果物であること、といった要件を総合的に勘案して選定することとされた。

こうして原産地表示制度はJAS法を改正して九六年九月から開始された。そして青果物の原産地表示は、九八年四月から従来の五品目に加えて、ゴボウ、アスパラガス、サヤエンドウ、タマネギの四品目が表示対象品目に追加され、計九品目となった。

表示対象品目が四品目追加された理由については、九六年九月に五品目が表示対象となったときと同じ理由があげられている。

このように原産地表示義務は、ブロッコリーやタマネギなど九品目に限つたものであったが、食品の多様化、消費者の食品の品質および安全性や健康に対する関心の高まり等に対応して、食品の表示制度を充実強化する観点から、九九年七月にJAS法が改正され、一般消費者向けに販売されるすべての生鮮食品に原産地表示が義務付けられた。

三、加工食品の原料原産地表示

加工食品の原料原産地表示については、品目によっては、消費者の商品選択を行う上で重要な情報となる場合がある。一方、加工食品は一般に非常に多くの原材料で構成されており、製造業者がこれらの全てに原産地を表示することは事実上不可能である。また消費者にとつては必要以上に細かい表示は、見にくく、わかりにくいものになってしまうおそれがある。

こうしたことから農林水産省は消費者、

学識経験者、製造業者等からなる検討会を開催し、二〇〇〇年三月に「原料原産地表示のあり方」をとりまとめ、品目の特性に応じた原料原産地表示の導入について、十分説明可能な合理的な判断ルールを設定し、これに基づいて個別品目ごとに精査し、その結果に従って原料原産地表示を実施していくことが適当とした。

(一)原料原産地表示対象の考え方

検討会報告で、加工食品の原料原産地表示を行う対象品目については、以下の視点を総合的に判断して考えるべきとされた。

- ①原材料の原産地による差異が品質に反映されるか
- ②加工の程度が比較的低くおおむね原型をとどめているか
- ③消費者に誤認を与えるような表示が行われている実態があるか
- ④他の方法によって消費者の誤認を防ぐことは困難か
- ⑤原材料の安定供給が可能で、原料原産地がある程度一定しているか
- ⑥表示を事後的に確認する手段・体制は十分か

(二)原料原産地表示の対象品目

消費者には、加工食品の原料の原産地も知った上で商品を購入したいという要望がある。このため、個々の品目ごとに原料原産地表示の必要性、実行可能性等が検討された結果、加工食品では、まず輸入原料の使用頻度

の高いものから原料原産地表示を義務付けることとなり、まずその対象となったのが、梅干しとらっきょう漬けである。

漬物については、梅干し、らっきょう漬けが二〇〇一年一〇月から、その他の漬物が二〇〇二年四月から義務付けられた。そして塩サバ、アジ・サバの開き、うなぎ蒲焼き、塩蔵・乾燥わかめは二〇〇二年二月から、かつお削りぶしは二〇〇二年六月から、その原材料の産地についても表示が義務付けられた。なお、冷凍野菜についても二〇〇三年三月から原料原産地表示が義務付けられた。

四、根強い食品表示への不信感

食品は、生産・加工・流通などの複雑な経路をたどって消費者の元に届くが、我々はそれらの現場を確認することはできず、表示による情報を信頼して食品を選択している。しかし、消費者の食品表示に対する信頼性は大きく揺らいでいる。

国民生活センターが大都市に住む主婦を対象に実施してまとめた調査(二〇〇三年二月)によると、食品を購入する際に、ほとんどの人が「日付(賞味期限、消費期限、品質保持期限)や「原産国」などの表示を重視しているものの、九割が食品表示に対する不満を持つっており、表示への不信感を抱いている人は六割強に達しているという結果が出ている。

特に信頼できないと思う表示については、「肉類」「生鮮魚介類」「生鮮・冷凍野菜」で「原産国の表示」の回答がトップとなっており、また「国内産地の表示」も「肉類」「生鮮魚介類」で「日付表示」に次いで三番目に高い回答となっている。このようにBSE発生に伴う国産牛肉の買い上げ制度の悪用や鶏肉の偽装表示など、最近の一連の食品を巡る不祥事が表示への信頼を損なわせたと見える結果となっている。

五、信頼確保への取組み

最近の食品偽装表示の多発を踏まえて、罰則強化を柱とする改正JAS法が二〇〇二年七月四日から施行された。この改正によって、品質表示基準に違反した業者に対する罰則を強化するとともに、消費者への迅速な情報提供を図る観点から、原則として指示をした場合には直ちに公表できるようにした。さらにモニタリング体制の強化として、食品表示ウォッチャーや食品表示一一〇番が設置された。

また一部の企業では、トレーサビリティシステムを導入しはじめている。生産・流通を含む情報を消費者に開示し、必要があれば遡って追跡できるトレーサビリティシステムは、原産地表示を最終的に保証するものであるといえる。

原産地表示制度が正しく機能すれば、国産の産地ブランドが確立し、国産品の振興に役立つと考えられる。そのためには牛肉だけでなく他の農水産物についてもトレーサビリティシステムの整備が必要となる。

(中村光次)

がくしゅー

この一年余は、食の安全性を脅かす問題がつぎつぎと顕在化し、「食の安全性」が鋭く問われてきた。そのなかにはBSEのように新たに発生し、しかも、直接生命にかかわる問題もあったために、行政も食品安全基本法を制定するなど、漸く食品の安全確保に動きだした。しかし、予想を超える食のグローバル化の進展は、農産物や食品輸入の増大と食品の安全基準の低下をもたらした。一方、国内のチェック体制は脆弱なままであるため、食の安全を確保するのは難しい状況にある。さらに、食に関しては、「安全性」の問題だけでなく、画一化・簡便化・外部化など、食生活のあり方にかかわる問題も横たわっているが、これも、その要因には農業分野への経済原理の導入による食と農の乖離がある。その意味で、今、我々が問われているのは、生命の源であり、暮らしの根幹をなす食と、それと分かちがたく結びついている農を経済性や効率性だけで考えていいのかということであろう。いわば、これまでの価値観や暮らしのあり方が問われている。とはいえ、価値観や暮らし方（ライフスタイル）を見直すことは容易ではない。

『食・農・からだの社会学』

シリーズ環境社会学5

梶淵俊子、松村和則編（新曜社）

本書は、こうした問いかけに対して、環境社会学の視点と方法によって、「危機的な食と農をめぐる状況を、社会経済構造や価値観・文化、からだ・ライフスタイルのレベルから解きほぐすこと」で応えようとしている。なぜなら、食と農の危機的状況を回避する上ではライフスタイルの変革が必要だが、それには危機意識をきちんともつことが重要で、それは「からだ」の気づきにあると考えるからである。このことは編者や執筆者たちが、有機農業運動の中からつかみとったもので、食と農の乖離による都市住民の「からだ」の異変（アレルギー等）への気づきと、構造的農業問題への農民の気づき（農薬等によって痛めつけられた「からだ」等）、いわば双方の「からだ」の気づき（危機意識）が有機農業運動を生み出したとしている。書名を「食・農・からだの社会学」しているのもそのためである。本書は一二章で構成され、一章・二章では「今、なぜ、食・農・からだなのか」を問題提起し、第三章では生活農業論の視点からその必要性に迫っている。そして、第四章では健康や食文化にとつての地産地消の意味について、第五章（消費者運動から

生活者運動へ）、第六章（食と農の復権を目指す流通）、第七章（多様化する農業者の形）では、消費者や農業者、流通組織の中で生まれている食と農を結びつける新たな動きと、そのプロセスを通して価値観を変え人々を浮かび上げらせ、第八章（農とであうための施策）では、こうした動きを支援するEUの施策を紹介している。

さらに、第九章から第十一章（有機農業による循環型地域社会づくり）、「有機農業を通して見えるからだとささえあい」、「有機農業運動が拓く新しい社会システム」では、豊富な先進的事例を通して有機農業実践者たちの価値観やめざすもの、そして現代的課題となってきた循環型地域社会での展開方向等を提起している。

以上のとおりであるが、本書は「食と農のおそろべき断絶」が進み、かつ「安全のビジネス化」が進みつつある今、現場での実践を踏まえて食と農を再生する方向を提示している。しかし、WTO体制下での農政では、ここで紹介されている多彩な取り組みすらも潰しかねないが、その推進者であるアメリカでは手厚い農業保護の下で、食と農を結び取り組みへの助成があるという。各地に広がる食と農を結び取り組みを点から線・面へと広げていくにはこうした草の根の取り組みに加えた農政の転換も必要だと思われる。

（二〇〇二年十一月、二七六頁、二、五二〇円）
（根岸久子）

あぜみち

◆山は青空

林業は厳しいと言われ続けて久しい。阪神淡路大震災以後従来型の日本建築に対する不信任感、P.L法等による建築基準の厳格化から規格品の揃い易い外材への移行、そして不況による新築戸数の減少で素材単価は三年で半値まで下がった。森林所有者の山への関心はどんどん薄れ、若い所有者の中には、無用の物、あるいは余計なお荷物と考える者まで出る始末である。

しかし、京都議定書に代表される環境問題への関心の高まりから、山への注目が官民から起こってきた。国は林業版デカップリング、高知県は環境税導入、梶原町は間伐助成金を決めた。その事により、通年の二倍のペースで間伐が進む事となった。

「ゆうりん」は、林業技術の継承と林業をよりメジャーな職業にする事を目的に組織され、間伐を主とした事業を行っている。組合員は未経験者の受け入れで増員してきた。年一名程度のペースだったのが一昨年の秋に四人のインターン者が入ってきた。経歴は多様であるが、とにかく山での生活と仕事を望んだ者たちである。

新人は一年間の研修生のうちに基礎技術の習得と林家や行政との在り方等を学び、その後本人と組合員の意向が合えば正組合

員となる。この期間は当組合にとって経営的には厳しいが、新しい風と感覚を得られる時でもある。実際に一人前になるには三年かかるが、林業従事者の高齢激減の中で貴重な存在である。

今、国産材のシェアは一七%、日本建築の割合が一五%。日本建築工務店の組織化、新商品の開発で販売力の強化を計っていたべくとともに、生産側も外材に負けない規格化とロットの拡充に努めなければならない。現在の人工林の主体はまだ青年期で手が掛かる。環境面での必要性和同時に進める事で循環型環境林業が成り立つ。

山は所有者の物であると同時に国民全体の財産として、元氣な山を創り続けたい。

(高知県梶原町 矢野博正)

梶原林産企業組合「ゆうりん」代表

◆三五才で一四年ほど勤めていたJA都城を退職し、高齢の両親から八〇頭程の肥育牛を引継いだ。妻は保育士の仕事を継続した。八〇頭規模では生活ができないので平成一四年に一二〇頭収容の牛舎と一八〇坪の堆肥舎を建てた。資金の余裕もないので素牛はできるだけ価格の安い牛を導入することとした。価格の安い牛とは、競り市時点での発育が悪いため体重が少なく、血統・体型がよくない子牛である。このような子牛を導入して利益を上げるためには、競り市時点での体重が過肥なものは避け、肉付きは良くなくても骨格のしっかりしたもの、血統は優秀で

なくても組合わせのしっかりしたもの、体型が悪くても種牡牛で特徴がありそれを引継いでいるものを選ぶようにした。また、子牛の競り市は参加するお客の層によりかなり価格が変動するので、どのような牛が買い得か、種牡牛、体重、性別など総合的に判断している。飼養管理については、育成期と肥育期に分け、育成期は六〜八頭の群飼であるが、両側に飼槽を取り付けるなど「くず牛」の出ないように工夫している。肥育期に当る導入後五カ月〜出荷(二〇カ月以上)までは一〜二頭飼いとして個体管理の徹底を図り、発育、肉質のバラツキのないようにしている。この期間は自動給餌機により一日四回給与している。このような導入、管理の方法で平成二年に二〇〇頭、平成五年に三二〇頭、平成九年に四五〇頭規模になり、私とパートナー二人の計三人で飼養管理している。

一五年の間にはバブル経済の発生、崩壊、〇一五七による集団食中毒、九〇年振りの口蹄疫の発生、BSEの発生など様々な事を経験した。二二世紀に入り温暖化など様々な異変が地球に起きている。牧草の輸入国であるオーストラリアは大旱魃である。肥育農家の脅威は輸入自由化や伝染病の発生だった。地球環境の変化により外国から穀物が入らない事態がくるかもしれない。その時は日本の畜産は壊滅である。その日が来ないことを祈っている。

(宮崎県三股町 馬渡芳文 畜産業)

フードシステム

ジャージー種酪農による多様性への挑戦

全国的にも高品質牛乳への関心が高まるなかで、ホルスタイン種の牛乳より濃厚なジャージー牛乳が注目を集めている。ジャージー種は英仏海峡の小島ジャージー島で数百年間にわたり乳牛として改良が重ねられてきた品種で、英国王室の牛乳としても知られている。

しかし、ジャージー種による酪農はホルスタイン種に比べ生産性が劣るため、酪農経営としてみた場合、極めて厳しいという現実がある。

一・ジャージー種による酪農の課題

(一)経済性・効率性の観点では困難

ジャージー種による酪農経営は乳量、成牛となる飼養期間、雄仔牛価格等の面でホルスタイン種に劣り、酪農農家の経営を安定させることは容易ではない。ホルスタイン種の泌乳量の半分ほどで、酪農経営という面からは非常に厳しいものがある。

酪農は、乳牛から生み出される生乳の販売だけでは成り立たない。それを補完するのが雄仔牛の販売や肥育等である。しかしジャージー種の場合、ホルスタイン種に比べても、仔牛価格や成牛の価格が極端に低く、収入の源泉とならないという現実もある。

る。

(二)生産面での施策の偏重

現在の酪農・乳業政策はホルスタイン種を前提に組み立てられており、地域の特色ある畜産を育成する観点が不足している。経済性という面ではホルスタイン種が優れており、劣後する品種は淘汰されるという構造になっている。

実需者の評価は高くニーズも強いが、消費者も価格差を負担してまで購入するには、一定の限度がある。このため、地域の特徴ある取組みは定着しないという難点を持つ。

(三)需給バランスと余乳処理

冬場は牛乳の需要が落ち、需給が均衡しないため、余乳処理が必要になる。余乳は粉乳に加工しているが、ジャージー牛の生乳で粉乳をつくったのでは全くコスト的にあわないという課題がある。

冬場の余乳処理で赤字になるため、もつと増頭したくても、生産を抑制せざるをえないという課題がある。実需は強く、全国的にもジャージー牛乳を供給できる産地は極めて限られているにもかかわらず、需給のマッチングがはかられていない。

二、多様な観点からジャージー種の振興

(一)中山間地域の酪農振興

A地域では、中山間地域の畜産振興をはかる観点から導入された。ジャージー乳牛の導入は、地域の酪農農家の組織である酪農振興会が中心となって進めてきた。ジャ

ーギー乳牛は小型で粗食に耐え原野でも飼いやすく、起伏にとんだ地勢に適合する畜種として増頭されてきた。

同地域の酪農はジャージーで発足し、地域の連携によってジャージー種による酪農を維持し、安定供給に寄与してきた。

(二)地域特産化への取組み

B酪農協では、組合創設当時からジャージー乳の加工・販売を手がけており、市乳加工施設やチーズ加工施設等を建設し、積極的に加工事業の展開をはかってきた。現在、ジャージー牛乳のほかに、カフェアレ、ヨーグルト、アイスクリーム、カマンベールチーズ、ゴーダチーズ等多様な品目に及ぶ。また乳製品製造の見学や体験もできる消費者交流型のふれあい施設も開設し、酪農の三次産業化にも取り組んでいる。

三、地域に軸足を置いた酪農振興

ジャージー乳牛は、特徴ある畜産物が少ない中であって、実需者の注目度は年々高まっている。しかしホルスタイン種に比べ乳量が劣り、経済性・効率性の観点では、ジャージー種の酪農農家の経営が成り立たない。このため、地域の生産者団体等が独自にジャージー乳の乳価体系をつくり、酪農農家の再生産を支えているのが実情である。この点地域に軸足を置いた酪農振興と多様性への挑戦を支える施策が求められる。

(鴻巣 正)

統計の眼

失われつつある日本の食文化

今日本の食文化が脅かされている。コンビニやインスタント食品、冷凍食品の爆発的な増加により食が工業化され、全国各地で同じ様なものが食卓に並び、食の画一化が進んでいる。これらのことに警鐘を鳴らし、日本の伝統的な食文化を守り、子どもを含めた消費者に味の教育を進める運動が「スローフード運動」である。日本の各地の特色ある食材を使った郷土食や米食は、自然の素材を生かした低カロリー食で、まさにスローフードそのものである。

厚生労働省が平成一二年国民生活基礎調査から無作為に抽出した四、四八二世帯、二一、二七一人を対象とした「平成一二年国民栄養調査」によると、栄養や食事について「まったく考えない」または「あまり考えない」者の割合は男性の一五・二九歳で約五割、女性の一五・一九歳で約四割と男女とも若年層で高率となり、中高年層でも男性は三割、女性は一・二割であった。また、一日最低一食、きちんとした食事を二人以上で楽しく、三〇分以上かけて食べているものの割合は全体で六七・九%、二〇歳代の男性は最も少なく半数に満たなかった。市販の弁当などを含む外食をほとんど毎日一回以上利用している者は二〇・五九歳の男性で高く三割前後、女性では二〇歳代が高く二一・一%だった。女性は男性より利用頻度が低かった。また、男女とも外食の利

用頻度が高いほど野菜の摂取量が少なかった。食品の買い物や調理などの食事づくりの頻度をみると、男性では年齢階級による差はみられず、食事づくりを「ほとんどしない」と回答した者が七・九割に上る。一方、女性の場合は三〇・六九歳では毎日二回以上食事づくりをしている者の割合が六・七割と高かったが、一五・二九歳の若年層、七〇歳以上の高齢者では低かった。ライフスタイルの変化による核家族化や独居の増加に伴い、失われつつある日本の食文化。その継承、食育に多面から本腰を入れて取り組まなければならぬ。また、現在の私達の生活は慌ただしく忙しさに追われた状況になっている。それゆえに生活全般を見直し、日本独自の食文化を未来につなげていくことが重要であると思われる。(菅野京美)

1日最低1食、きちんとした食事を2人以上で楽しく30分以上かけて食べている者の割合

